

議 第 5 6 号

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について

本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和3年（2021年）6月7日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め  
る条例（平成27年条例第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第50条」を「一第51条」に改める。

第6条第1項中「第3号」を「以下この条」に改め、同項第3号  
中「以下この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第5項中  
「、次」を「次」に、「行う者」を「行う施設」に改める。

第50条を第51条とし、第49条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録）

第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他こ  
れらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、  
書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本、その他文字、図形  
等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙そ  
他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが  
規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、  
当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の  
知覚によって認識することができない方式で作られる記録であっ

て、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第50条を第51条とし、第49条の次に1条を加える改正規定は、令和3年7月1日から施行する。

新潟県柏崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年2月26日条例第7号）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第6章 雑則（<u>第49条</u>—<u>第51条</u>）</p> <p>（保育所等との連携）</p> <p><b>第6条</b> 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適切かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を<u>行う施設</u>として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>（電磁的記録）</p> <p><b>第50条</b> 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもの</p>	<p>目次</p> <p>第6章 雑則（<u>第49条</u>・<u>第50条</u>）</p> <p>（保育所等との連携）</p> <p><b>第6条</b> 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適切かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を<u>行う者</u>として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

改正後

うち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、復本、その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(委任)

**第51条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

改正前

(委任)

**第50条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。